

## 技術顧問会における提言内容

## 1. 第1回技術顧問会（平成18年7月18日）

## (1) 廃棄物の既往調査について

これまでの調査による現状把握について、ボーリングと電気探査で現場の状況のトータルを押さえているのであれば、廃棄物の総量については相当程度の精度は認められるが、どの程度の精度で行われているのかを記載してはどうか。

提言を踏まえ、既往調査の内容をこれから策定する本格撤去マニュアルに別添「廃棄物調査の概要」を添付することで了解された。

## (2) 掘削前のリスク低減策について

後年度に掘削するエリアについては、掘削するまでの期間を利用して廃棄物層の換気対策や浸出水対策を行い、掘削時には作業環境等が改善しているような方策も検討してはどうか。

提言を踏まえ、本格撤去計画書（案）を以下のとおり修正（追加）した。  
【10頁】「また、掘削前の廃棄物や作業環境等に対するリスク低減を図るための対策を検討していくものとする。」

## (3) 掘削による作業環境及び周辺環境について

本格的な掘削で発生する粉じんに伴う有害物質の飛散の可能性があるから、これについては、現場の作業員への影響が考えられるほか、周辺住民にとっても気になるところであるので、それについても考慮すべきである。

これまで同様に作業環境測定の中で毎日の粉じん調査を義務づけるとともに、作業環境基準を定め、濃度に応じた防護対策を行うことにより作業員の労働環境安全を確保していく。  
また、周辺環境モニタリングの中で現場境界での有害大気モニタリングを実施しており、引き続き結果を広報していく。

( 4 ) 環境再生について

特措法の枠の中では原状回復だけであるから、環境再生は県の事業になる。

そこで、広く一般県民からアイデアを募ってから、それらを参考にした専門家による技術的・経済的に考慮された環境再生の提案を受けるといような、二段構えでの提案募集を検討してはどうか。

〔 提言を踏まえ、一般県民と専門家の二段構えで環境再生の提案募集すること  
及びその手法について検討していくこととした。 〕

## 2. 第2回技術顧問会（平成18年11月6日）

### （1）環境再生について

環境再生に関するアイデア募集については、県民に「自分たちで問題を解決する。」という方向性を持たせることが重要である。どのような方法で検討を進めるにせよ、県民を絡ませるべきである。

（ 提言を踏まえ、県民の皆様が参加いただけるような環境再生に関するアイデア募集の手法について検討していくこととした。）

### （2）進捗状況の管理について

撤去完了年度が決まっていることから、撤去の進捗状況をきちんと管理し、実績に応じて適宜見直しを行いながら、確実に期限内に撤去が完了するよう進捗状況の管理を行うことが重要であり、本格撤去計画にその考え方を明示すべきである。

（ 提言を踏まえ、本格撤去計画書（案）を以下のとおり修正（追加）した。  
【4頁】「廃棄物の搬出量は、実績に応じ、適宜、見直しを行いながら管理する。」  
【9頁】「廃棄物の撤去管理は、日常的な統計管理により進捗状況を把握し、適宜、計画の見直しを行う。また、定期的（1ヶ月毎）に情報公開を行う。」）

### （3）災害発生時等の専門家との協議について

予期できない災害等により本計画の実施に問題が生じた場合は、専門家と協議しながら迅速かつ適切に対応するという点を計画に明示すべきである。

（ 提言を踏まえ、本格撤去計画書（案）を以下のとおり修正（追加）した。  
【2頁】「なお、予期できない災害等により本計画の実施に問題が生じた場合は、専門家と協議しながら事案に応じて迅速かつ適切に対応する。」）

### （4）リスクコミュニケーションについて

このような事案の場合、情報共有によるリスクコミュニケーションが重要であるので本格撤去計画の中にリスクコミュニケーションの基本的な考え方を明示すべきである。

（ 提言を踏まえ、本格撤去計画書（案）を以下のとおり修正（追加）した。  
【2頁】「県は、本格撤去計画に関する情報を広く公開し、県民等と情報を共有するものとする。」）

( 5 ) 普通産業廃棄物の処理先について

特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物の区分は、既往調査結果等に基づき、しっかり確認し、特別管理産業廃棄物は特別管理産業廃棄物処理施設へ、普通産業廃棄物は普通産業廃棄物の処理施設へ搬出すると書いたほうが理解しやすいのではないかと。

また、普通産業廃棄物として区分したものであっても特別管理産業廃棄物も扱える処理施設に持っていく場合や普通産業廃棄物のみの許可を有する処理施設に持っていく場合がある。特別管理産業廃棄物も扱える施設に持っていくものについてはそれ以上の確認は不要であるが、普通産業廃棄物のみの許可を有する処理施設に持っていくものについては、更にチェックをかけて、特別管理産業廃棄物に相当するということであれば特別管理産業廃棄物処理施設に搬出することをきちんと説明したほうが理解しやすいのではないかと。

提言を踏まえ、本格撤去計画書（案）を以下のとおり修正（追加）した。

【 2 頁】「 適正処理

処理にあたっては、既往調査及びサンプリング調査結果に基づき、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分し、その区分毎に廃棄物処理法の基準及び産廃特措法の基本方針にしたがって適正に処理する。

処理先

処理にあたっては、上記の適正処理の前提条件に基づき、自区内で処理することを基本とする。」

【 5 頁】「( 1 ) 廃棄物の区分及び確認

廃棄物は、既往調査結果に基づき、ブロック毎に廃棄物処理法の基準により、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分し、それぞれ必要な許可を有する処理施設へ搬出するものとする。

特別管理産業廃棄物は、さらに、重金属やダイオキシン類が特管判定基準を超過しているもの（特別管理産業廃棄物1）とVOCのみが特管判定基準を超過しているもの（特別管理産業廃棄物2）に区分する。

なお、特別管理産業廃棄物2については、掘削・選別作業によりVOC濃度が変化していることが考えられることから、必要に応じて分析を実施し、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物のどちらに該当するか確認のうえ、該当する処理施設へ搬出する。

普通産業廃棄物のうち、普通産業廃棄物のみの許可を有する処理施設へ搬出する予定のブロックについては、適正処理の観点から、掘削前に地山におけるサンプリング分析を実施し、普通産業廃棄物であることを確認のうえ、普通産業廃棄物処理施設へ搬出する。」

( 6 ) 撤去完了確認の公開について

撤去完了の確認については、撤去作業の最終確認となることから、県民を含めて広く情報公開し、情報の共有を図ることが重要である。

提言を踏まえ、本格撤去計画書（案）を以下のとおり修正した。

【 9 頁 】 「 廃棄物及び汚染土壌の撤去の完了の確認は、基本的に以下のとおり廃棄物の標高が5m下がるごとに、地山の出た範囲について公開のもと確認していくものとする。」

【 9 頁 】 「 ( 汚染土壌 ) 地山確認の際、地山から土壌サンプルを採取し確認分析を行い、その結果を公表するものとする。」

( 7 ) 作業環境管理について

日常監視と現場作業の流れ(基本フロー)について、作業開始前と作業中に分けて何をするのかわかりやすい図とすべきである。

提言を踏まえ、本格撤去計画書（案）を以下のとおり修正した。

【 16 頁 】 日常監視と現場作業の流れ(基本フロー)を、 作業開始前と 作業中に分けて記載した。

### 廃棄物調査の概要

廃棄物対象ボーリング：面積 11ha に対し、25 箇所（透水性確認調査および遮水壁対象調査を除く）

高密度電気探査：9 断面（東西方向で 4 断面、南北方向で 5 断面）

医療系廃棄物調査：重機試掘調査を約 30mメッシュに 1 箇所の頻度で表層 2mまで廃棄物を確認、合計 54 箇所。

廃棄物分析：廃棄物分析孔 20 箇所計 47 検体（1 箇所につき約 2.4 検体）

重機試掘調査 18 箇所計 18 検体

表層調査 3 箇所計 3 検体

合計 68 検体

土壌分析：土壌分析孔 17 箇所計 33 検体（1 箇所につき、約 1.9 検体）

重機試掘調査 0 検体

表層調査 4 箇所計 5 検体

合計 38 検体

